

## 第2回雇用保険制度研究会におけるご意見 及びご指摘に関する資料

## 第2回雇用保険制度研究会におけるご意見

### 基本手当の在り方

- 少なくとも所定給付日数を延ばすとマッチングが良くなるという一貫したエビデンスはなく、失業期間が長いほど再就職後の賃金が低くなるという研究もあるため、総合的に考えると所定給付日数を延ばす、あるいは給付額を上げることには慎重になるべきところがある。再就職手当や職業訓練の活用など、むしろメリハリを付けるという視点も重要。
- 定着率とサーチ期間に関する研究は全体的な効果を示すものだが、個々の求職者で見ると、離職理由・性別・年齢・学歴等の個人属性に異質性が存在しているので、異質性を考慮した分析が必要。
- 諸外国では給付日数の定めのない失業扶助制度が失業保険制度の後に用意されており、その上での失業保険制度の給付日数、支給期間の在り方と、日本のように給付制限の無い失業扶助制度が存在しない状態での失業保険の給付日数の定め方というのは異なってくるのではないかと。給付日数が再就職における定着率等に多少なりとも影響を与えるというのであれば、そのような失業扶助制度がないことに伴う点を考慮して制度の在り方を考えなければいけないのではないかと。
- 失業という事故に対する所得保障に加えて再就職の促進という目的があるのは、本質的な目的なのか、それともいろいろな点での積極的雇用政策の一環としての位置付け、あるいは財政面での位置付けもあるかと思うが、それによってサポートをどう考えるか、満足度をどう位置付けるかということは、失業保険制度の中で再就職の促進をどう位置付けるのかに関わってくると思う。

## 第2回雇用保険制度研究会におけるご意見

### 失業認定の在り方

- 保険事故としての失業の特性、モラルハザードが起きやすいという面を考えると、失業認定に当たってハローワークに出頭してもらうこと自体は非常に重要。他方、出頭が著しく困難である場合はオンラインの活用を検討すべき。
- 市町村取次については、市町村職員が代わりに行うよりは、ハローワークの職員と受給者をオンラインで結んで失業認定を行うことを検討してもいいのではないか。
- 全てオンラインで済むようになり来所の必要がなくなると、失業状態であることのコストが低くなり、失業を長引かせることにならないかと危惧はするが、職員負担を減らすという観点からも、オンライン活用により効率化を進めていった方がいいのではないか。他方、オンライン化が必ずしも職員の業務負担軽減につながらない場合もあることに留意が必要。
- オンラインをうまく組み合わせることで、モラルハザードの起こりやすさ等の観点も踏まえ、必ずしも全員に対して対面の失業認定を行う立て付けにしないことも考えられるのではないか。また、初回は来所するが、2回目以降はオンラインによるということも可能ではないか。
- 諸外国の例を見ると、求職者に個別的に就職支援のための計画を策定しており、これが日本の失業認定に相当するような活動になっている。日本でもそのような個別的な計画が立てられていれば、そういった計画通りに進んでいるかを確認するなどによって失業認定を行うことも考え得るのではないか。
- イギリスやフランスのように、再就職支援活動のある種のアグリーメントのような形で可視化する工夫が、失業認定のオンライン化において有益な意味をもつ可能性もあるのではないか。

### その他

- 平成29年の雇用保険受給資格者実態調査において、基本手当を受給しても再就職に結びついていない女性の理由の中で、若年・中年層は妊娠・出産・育児で就職していないことが挙げられていたが、それとの類推で考えると、育児休業給付を受け取った後に職場復帰・再就職につながっているかどうか疑問。雇用継続給付から位置付けは外れたが、育児休業給付そのものの在り方を雇用保険制度の中で見直さなければならぬのではないか。

## 諸外国の失業給付における自発的失業・非自発的失業の取扱い

※最新の制度と異なる可能性がある

国名	自発的失業・非自発的失業の取扱い
 日本	<p>倒産・解雇等による離職者※（非自発的失業の場合）については、受給に必要な被保険者期間は離職前1年以内に6ヶ月とされ、給付制限期間はなく、給付日数は90～330日とされている。</p> <p>それ以外の離職者（自発的失業の場合）については、受給に必要な被保険者期間は離職前2年以内に12ヶ月とされ、給付制限期間は2ヶ月（注）、給付日数は90日～150日とされている。</p> <p>※有期労働契約について、希望したにもかかわらず更新されなかったことによる離職者も、暫定的に同様の取扱いとしている。</p> <p>（注）令和2年10月1日以降に離職した場合（ただし、5年以内に2回を超える場合は3ヶ月。災害時は1ヶ月に短縮）。令和2年9月30日までに離職した場合は、給付制限期間は3ヶ月。</p>
 アメリカ	<p>州ごとに異なるが、一般的には事業主都合で解雇され、求職中の就労が可能な失業者が支給対象となり、懲戒解雇者や自発的離職者（セクハラや本人の病気、配偶者の転勤に伴う転居は除く）は支給対象とならない。</p>
 イギリス	<p>自己都合退職の場合、最大26週間の間、支給が停止される。</p>
 フランス	<p>正当な理由なく自己都合退職した者は支給対象とならない。</p> <p>ただし、近年、職業訓練を必要とするような転職計画や起業の計画を有する自主退職者であって、これまで5年以上勤続した者に支給対象拡大。</p>
 ドイツ	<p>失業者が就労関係を解消したり、労働契約に違反する行為によって意図的に失業状態を引き起こした場合は、1週間から12週間までの期間で支給が停止される。</p>

資料出典：厚生労働省「2020年海外情勢報告」、『データブック国際労働比較2022』（労働政策研究・研修機構）、大来志郎「コロナ危機下におけるフランスの制度改革の行方～失業保険改革編・中～」（2021.12）、JILPT「ドイツ・フランス・イギリスの失業扶助制度に関する調査」（2010）、GOV.UK “Jobseeker’s Allowance(JSA)”